



あくまで、中間報告として述

べておか
なくてはな
らないのは
「領家地区
の申請書類

を受け付けて、審査し、予定地
として決定した一連の行政の行
為」には、重大なミス・間違い
があるということ。しかも
一つだけではなく、幾つかのも
のが複雑に重なり合っています。
これらの問題の一つの解決策と
して、今、地元の領家町内会と
隣接する鏡野町の「建設に反対
する住民」の方々に、納得をい
ただける方向を見出し、法廷で
の争いを止めていただく、そう
した理解をしていただくために、

市長自らが「七重の膝を八重に
折っても」お願いする、説得す
るといふその姿勢が必要なので
す。

市長が、これまでと同じよう
に「一点の曇りもない措置であ
る」と言い続けている限り「再
考を求める住民の会の皆さんに
ご理解をいただき、事業の推進
が行える」ということにはなら
ないと指摘せざるを得ません。
どの道を選択するのかは、市
長の政治姿勢に関わるところで、
当委員会の中間報告の趣旨
を十分に理解いただき、事に当
たってほしいと指摘しておきま
す。

土壌汚染・環境問題と 土地代金・土地の面積 などの調査

環境に関する課題では、平

成六年に地権者が調査し、自然
由来とはいえ「ヒ素と鉛」が数
力所で環境基準を超えた数値を
示す結果となりました。地
権者は、この事実を「ごみ処理
施設建設用地として申請する時
点」で説明すべきでしたが、説
明のないままに応募しています。
行政も、適地選定委員会も、
津山ブロック協議会も「自然由
来とはいえ、ヒ素・鉛が環境基
準を超えている」ことは、全く
課題にもしないで「ごみ処理施
設建設予定地」として決定して
いますが、これらの行政手法に

も大きな疑問があると言われて
も仕方ありません。有害物質
がある土地であるという認識を
もって、ごみ処理施設の予定地
として適地かどうかを検討しな
くてはなりません。

また、公共下水道工事に伴う
残土処理と言いながらも建設予
定地に、「大量で多種類の産廃・
異物が埋められていた」ことも
無視できない課題です。

地権者も行政も「知らなかつ
た」と説明をしていますが、議
会として、これからの調査課題
でありますし、最低でも、産廃
を捨てた原因者の責任で「最終
的な措置」を行い、買収価格に
も考慮されなくてはならないと
思われます。